

議案第 7 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国保小櫃診療所の管理を指定管理者に行わせるとともに、業務日及び業務時間を変更するため、君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 君津市国保診療所に関する条例（昭和 5 5 年君津市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「火曜日、木曜日及び金曜日」を「月曜日、火曜日及び木曜日」に改める。

第 2 条 君津市国保診療所に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を第 1 7 条とし、第 9 条を第 1 6 条とし、第 8 条を第 1 5 条とする。

第 7 条第 1 項第 1 号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」を「月曜日から金曜日まで」に改め、同条第 2 項第 1 号中「次のア及びイの区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによる。」を「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）」に改め、同号ア及びイを削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認められるときは、業務日及び業務時間を変更することができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得て業務日及び業務時間を変更することができる。ただし、急患その他やむを得ない理由があるとは認められるときは、市長の承認を得ることを要しない。

第 7 条を第 1 4 条とし、同条の前に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 9 条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、国保小櫃診療所の管理運営を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 1 0 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国保小櫃診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (2) 国保小櫃診療所の管理運営に関する業務

(3) 国保小櫃診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(4) 第5条及び第6条の規定による診療等に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、国保小櫃診療所の管理運営に関し必要な業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、国保小櫃診療所の管理運営に関し本市と締結した協定その他市長が定めるところにより、国保小櫃診療所の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第12条 利用料金の額は、別表に定めるもののほか、算定基準により算定した額とする。ただし、算定基準により算定し難いものについては、同表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

第6条の見出しを「（使用料等の減免）」に改め、同条中「特別の事由があると認めた者に対しては」を「特別な理由があると認めるときは、」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第4条の2を第6条とし、第4条を第5条とし、第1条から第3条までを1条ずつ繰り下げ、第1条として次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市国保診療所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

附則中第3項及び第4項を削る。

別表中「第5条」を「第7条、第12条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

2 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項 (4) の目中

特別診療・研究手当		
小櫃診療所長 月額	1 9 1 , 0 0 0 円	を
松丘診療所長 月額	2 2 9 , 0 0 0 円	

「

特別診療・研究手当		
松丘診療所長 月額	2 2 9 , 0 0 0 円	に改める。

」

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 附 則 3 当分の間、国保小櫃診療所の業務日については、第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」とあるのは「<u>月曜日、火曜日及び木曜日</u>」とする。 第2条による改正 <u>(趣旨)</u> <u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市国保診療所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (設置) <u>第2条</u> 省略 (名称及び位置) <u>第3条</u> 省略 (業務) <u>第4条</u> 省略 (診療) <u>第5条</u> 省略 (居宅サービス) <u>第6条</u> 省略 (使用料等)	附 則 3 当分の間、国保小櫃診療所の業務日については、第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」とあるのは「<u>火曜日、木曜日及び金曜日</u>」とする。 (設置) <u>第1条</u> 省略 (名称及び位置) <u>第2条</u> 省略 (業務) <u>第3条</u> 省略 (診療) <u>第4条</u> 省略 (居宅サービス) <u>第4条の2</u> 省略 (使用料等)

第7条 第5条の診療及び前条の居宅サービスに係る使用料等の額は、別表に定めるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）その他法令等によりその額が定められるもの（以下「算定基準」という。）によって算出した額とする。ただし、別表及び算定基準によることができない使用料等については、別に定める。

2 省略

（使用料等の減免）

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、国保小櫃診療所の管理運営を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国保小櫃診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (2) 国保小櫃診療所の管理運営に関する業務
- (3) 国保小櫃診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 第5条及び第6条の規定による診療等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国保小櫃診療所の管理運営に関し必要な業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 第4条の診療及び前条の居宅サービスに係る使用料等の額は、別表に定めるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）その他法令等によりその額が定められるもの（以下「算定基準」という。）によって算出した額とする。ただし、別表及び算定基準によることができない使用料等については、別に定める。

2 省略

（減免）

第6条 市長は、特別の事由があると認めた者に対しては使用料等を減免することができる。

第 1 1 条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年君津市条例第 1 2 号）、この条例、この条例に基づく規則、国保小櫃診療所の管理運営に関し本市と締結した協定その他市長が定めるところにより、国保小櫃診療所の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第 1 2 条 利用料金の額は、別表に定めるもののほか、算定基準により算定した額とする。ただし、算定基準により算定し難いものについては、同表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第 1 3 条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

（業務日及び業務時間）

第 1 4 条 診療所の業務日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。

(1) 国保小櫃診療所 月曜日から金曜日まで

—
(2) ～(3) 省略

2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国保小櫃診療所 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（正午から

（業務日及び業務時間）

第 7 条 診療所の業務日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。）は、業務日としない。

(1) 国保小櫃診療所 日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで

(2) ～(3) 省略

2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国保小櫃診療所 次のア及びイの区分に応じ、当該ア及びイに

午後 1 時までを除く。)

(2) ～(3) 省略

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認められるときは、業務日及び業務時間を変更することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得て業務日及び業務時間を変更することができる。ただし、急患その他やむを得ない理由があると認められるときは、市長の承認を得ることを要しない。

(職員)

第 1 5 条 省略

(弁償)

第 1 6 条 省略

(委任)

第 1 7 条 省略

附 則

定めるところによる。

ア 日曜日、月曜日、木曜日及び金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

イ 火曜日及び土曜日 午前 8 時 3 0 分から正午まで

(2) ～(3) 省略

3 前 2 項の規定にかかわらず、急患その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(職員)

第 8 条 省略

(弁償)

第 9 条 省略

(委任)

第 1 0 条 省略

附 則

3 当分の間、国保小櫃診療所の業務日については、第 7 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」とあるのは「月曜日、火曜日及び木曜日」とする。

4 当分の間、国保小櫃診療所の業務時間については、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項中

「(1) 国保小櫃診療所 次のア及びイの区分に応じ、当該ア及び

別表（第7条、第12条第1項） 省略

*附則第2項関係 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例

別表（第8条）

区分	種類		単位	支給額
省略				
5 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	省略			
	(4) 医務手当	省略		
		特別診療・研究手当		
		松丘診療所長 月額	229,000円	
	省略			

イに定めるところによる。

ア 日曜日、月曜日、木曜日及び金曜日 午前8時30分から
午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 火曜日及び土曜日 午前8時30分から正午まで
とあるのは「(1) 国保小櫃診療所 午前8時30分から正午まで」とする。

別表（第5条） 省略

別表（第8条）

区分	種類	単位	支給額
省略			
5 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	省略		
	(4) 医務手当	省略	
		特別診療・研究手当	
		小櫃診療所長 月額	191,000 円
		松丘診療所長 月額	229,000 円
		省略	